

## 論 説

# 国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム ——C. M. フリーセンの国際比較調査の検討

紀 国 正 典

### はじめに

金融の自由化・国際化の急速な進展は、各国の金融の規制・監督システムに、複雑な矛盾を内包した新しい対応を迫っている。

規制から自由なユーロ・カレンシー業務を自国に開設してグローバル・マネーを取り込もうとする各国の規制緩和競争は、最近では英国の「ビッグ・バン」、「仮版ビッグ・バン」、「カナダのリトル・バン」にみられるように、セキュリティゼーションを反映して、証券市場の自由化・門戸開放競争、およびリスク・ヘッジの便宜と投機的利益を与える金融先物・オプション市場の整備競争という、新しい段階に移っている。金融の国際化のグローバル・メリットを獲得するための各国の規制緩和競争が一段と激しさを増しているのである。

しかし同時に、規制緩和競争の解き放った国際金融業務の過当競争は、リスクの拡大と収益の低下を急速に引起こし、国際金融システムの不安定性はかってない程高まっている。累積債務や相場変動リスク、競争の激化のため、大手の銀行や証券会社は収益の大幅な悪化や業務の縮小に動いている。ブラック・マンデーの株価大暴落はその象徴的事件であった。ここに至って、国際金融業務の安全性・健全性を求める規制強化、あるいは再規制の要請が強まっているのである。

金融のグローバル・メリットを拡大する規制緩和と、金融のグローバル・デメリットを抑制するための規制強化、これが規制・監督システムの直面している第1の矛盾である。

また、金融の自由化は、資金の国際的フロー、多国籍銀行業務の相互主義に

よる参入、多国籍銀行業務のグローバル・ネットワークを利用した規制裁定活動を活発化し、各国の伝統的な規制・監督システムの自立性と規制効果を掘り崩す。この結果、規制・監督システムは、自国の金融主権と伝統的システムを強化するか、それとも規制・監督の国際協調に足を踏み出すのが、という第2の矛盾に直面する。

さて、このような規制・監督の矛盾を前にして、われわれは、この2つの矛盾は現実にどのように調整が可能なのか、規制・監督システムは現実にどのように対応しているのか、そしてその対応は、信用業務の濫用の防止、金融業務の独占の規制、金融情報の公開と国民的・国際的監視、信用制度の利益の社会への公平な還元を求める「金融の民主主義」の発展方向に沿ったものなのか、このような課題意識をもたざるをえない。<sup>1)</sup>

本稿はこの課題に応えるための準備作業である。

規制・監督の後者の矛盾の調整、すなわち多国籍銀行業のグローバル・ネットワークに対抗した国際協調規制を進める立場から、各国の金融制度、銀行法、規制・監督システムの国際比較調査を実施した多くの業績がすでにある。<sup>2)</sup>

本稿はそのなかから、C. M. フリーセンの行った国際比較調査を取り上げ、前述した課題意識のもとに、その紹介と比較検討を試みようとするものである。<sup>3)</sup>

本稿がフリーセンの業績を取上げたのは、第1に、国際金融の安全性・健全性を高めるための包括的なテーマを掲げていること、第2に、累積債務危機への対処を直接の課題にしていること、第3に、10ヶ国的主要な国際金融センターを網羅していること、第4に、金融情報の公開の立場にたっていること、の理

1) 「金融の民主主義」の原理と内容を深めようと試みたものに、拙稿「D. リカードの金融統制論」「高知論叢」第19号、1984、4、と拙稿「『金融の民主主義』と金融労働」「高知論叢」第27号、1986、12、がある。

また金融情報の独占と金融術策（技術）の独占が金融資本の支配の強力な手段になることに、『帝国主義論』の著者が特に注目していることを検討したものに、拙稿「金融的従属論——レーニンの概念の検討」「高知論叢」第23号・24号、1985、11、がある。

由からである。

フリーセンは国際比較の共通のテーマとして、第1に、政府コントロールと中央銀行コントロールの関係——管理・監督体制と商業銀行の監督、第2に、会計制度とディスクロージャー規制、第3に、銀行業務の健全度規制——大口融資規制、自己資本充分度規制、流動性規制、為替持高規制、第4に、対外貸付規制——カントリー・リスクと貸倒引当金、最後の貸手、在外支店・子会社の取扱い、外銀支店・子会社の取扱い、第5に、国際協力に対する態度、の5つを上げている。その叙述は各国ごとに、この5つのテーマの順序に従って調査する方式である。

本稿はこの各国ごとの調査を、各テーマごとに各国の動向（紀国の責任で紹介する簡潔な要旨）を並べる方式に組み替え、それぞれのテーマの最初に、各國の比較分析から知りえた紀国の意見を述べている。

国際金融の変動は激しい。フリーセンの業績が公表されてわずか1年以上で、香港の新銀行法の施行、英国の金融サービス法の施行、さらに流動性規制の実

2) 単一金融市场を目指して銀行法と規制・監督システムの国際調整で先んじているEECについて、比較検討したものに、J. Welch (ed), *The Regulation of Banks in the Member States of the EEC*, 1980, がある。

その他に、R. Dale, *Bank Supervision around the World*, Group of thirty, 1982, さらに、R. Dale, *The Regulation of International Banking*, 1984, そして、R. Dale and R. Mattione, *Managing Global Debt*, 1983。

金融の国際化の提起する政策問題を検討したものに、R. Pecchioli, *The Internationalization of Banking*, OECD, 1983, がある。

銀行会計制度の国際比較を行ったものに、Ernst & Whinney (ed), *International Bank Accounting*, 1985, がある。

最近の注目すべき成果に、R. M. Pecchioli, *Prudential Supervision in Banking*, OECD, 1987, がある。これは、いろんな角度から23ヶ国の詳細な規制・監督の実態を比較検討したものである。

3) Connie M. Friesen, *International Bank Supervision*, 1986。フリーセンは、ヒアリング調査を交えて、各国の銀行制度についての膨大な文献を調査・検討している。

施、そして BIS のクック委員会での自己資本比率の国際統一基準の合意と、規制・監督システムの反応も速い。しかし、フリーセンの試みた国際比較調査の意義は低められることはない。

## I 政府コントロールと中央銀行コントロールの関係

### ——管理・監督体制の特徴、商業銀行とその監督の動向

フリーセンの各国の調査は、最初に金融に対する監督・管理体制から始まる。各国の規制・監督システムが充分かどうか、を比較検討する意図であったと思われるが、各国の制度が著しく異なるため、そこまで踏みこむことはできない。しかし、規制・監督の制度と方法の、各の大まかな相違と最近の動向を知ることができる。

主要な監督権限の所在別にみると、大蔵省にあるのがドイツ連邦共和国と日本、中央銀行にあるのが連合王国とオランダ、国民の代表制あるいは議会で選挙される銀行委員会にあるのがフランス、スイス、ベルギー、これら以外に、監督権限の競合と分権状態にあるのが合衆国、そして監督体制が未整備であるのがルクセンブルグと香港である。この区別だけで、金融に対する国民の意思の反映度を現実に比較することはできないが、大蔵省、中央銀行、銀行委員会の順に、金融の政府権力からの独立と、国民の意思の反映の制度的優位性を推測することもできる。

フリーセンが用いた比較基準は、銀行に対する監督方法が「規制的」か、それとも「協調的・自由裁量的」か、ということである。前者の典型が合衆国で、後者は連合王国である。しかし、この基準では外形的特徴を把握できるだけである。例えば、「規制的」と評価された国には、ユニット・バンキング・システムの性格上規制中心になる合衆国、官僚統制の伝統の強い日本・ドイツ連邦共和国、金融の公共性意識の高いフランス、オランダが、一括して含まれているからである。「協調的」と判断された国には、小数の大銀行の安定支配の強い連合王国から、そもそも監督システムの弱いルクセンブルグ、香港が含まれている。

規制・監督システムの、各国にみられるいくつかの最近の特徴を探ってみよう。

第1に、80年代が金融の規制・監督システムの世界的・歴史的転換期にあることである。

各国それぞれで、従来の規制・監督システムの不充分性、不効率性が顕在化し、80年代になって共通して銀行法の修正・改正が頻繁になっているのである。連合王国や香港のように抜本的改革が現実の検討課題になっている例もある。

第2に、規制・監督機能の内と外に向けての権限強化と規制基準の統一化への動きが始まっていることである。

権限の分散している合衆国で規制基準の統一への進展があり、自由裁量的監督システムの伝統の連合王国でも規制傾向が強まっており、その他の国でも権限の集中・強化をあらわす動向を知ることができる。連結財務規制の導入や自己資本比率規制の国際基準の統一は、外に向けての監督強化と各国の規制基準の国際統一への現実の動きを示している。

第3に、以上の、規制・監督システムの国内的・国際的転換を迫っているのが、金融の自由化・国際化の世界的潮流であることは言うを持たないが、この新しい変化に規制・監督システムが充分に対応できているわけではない。

フリーセンの調査でも各所で、規制の「抜け道」が容易であること、監督当局のスタッフ不足、専門的管理能力の立遅れ等が指摘されている。さらに、金融の自由化・国際化の解き放った不均衡的資金フローによる国内金融政策の空洞化の現実も指摘されるべきと思われるが、この調査は課題に取り上げていない。

### 管理・監督体制

〔合衆国〕商業銀行の対外貸付に対する監督権限の分散と関係機関の監督方法の違いや意見対立のため、規制が強いとはいえ、充分な監督システムではない。財務省と連邦準備銀行、さらに連銀内部、それに通貨監督官（Comptroller）や連邦預金保険公社（FDIC）を加えて、累積債務問題への対応策、規制の方法をはじめとして論争や対立が多い。二重銀行制度による管轄の2本立てもその背景にある。

〔連合王国〕 イングランド銀行の銀行監督の方法は、独立した強い権限をもつとして、合衆国の規制的方針と対照的に、銀行との協議、討論、道徳的説得を中心とする間接的なものである。しかし、この伝統的方法も根本的再検討を余儀なくされている。1985年には監督能力改善を目的として Review Committee が発足した。大蔵省も、同年、①銀行監督委員会の創設②単一の監督基準の適用③ローン集中の制限④銀行監査官の役割強化を内容とする「銀行監督」白書を発表している。

〔ドイツ連邦共和国〕 連邦銀行監督局（FBSO）と連邦銀行（Bundesbank）が広範で強力な監督権限をもち協力する。しかし、連結財務規制が導入される最近まで、在外子会社を利用した規制回避が容易であった。FBSO は強い独立性をもち銀行監督の主要責任を担う。それは、金融システムの混乱の防止、自己資本充分度規制、流動性規制に及ぶ。

〔日本〕 1981年の銀行法修正により、連合王国方式から合衆国の公的規制システムへの転換が企図された。大蔵大臣の権限が他の国と比較しても抜きん出て強力である。それは金融ポジションの報告強制、行政指導、通達等、広範である。定期預金金利、CD の満期調整等の権限ももつ。

〔フランス〕 監督制度は包括的な法令に基礎をおいている。しかし、合衆国のような規制的でなければ、連合王国のように協議的でもない。監督システムは、国有化の後、銀行委員会（Commission Bancaire）、銀行規制委員会（Comité de la Réglementation Bancaire）、信用制度委員会（Comité des Etablissements de Crédit）、国民信用諮問委員会（Conseil National du Crédit）の4団体によって行使され、複雑である。銀行委員会が、フランス銀行（Banque de France）の事務的役割を通じて、最も重要な権限を担う。金融機関の勘定の監査、安全と健全性を保証させる責任、それに銀行の外国支店や子会社を統制する権限である。大蔵大臣の影響度が強まる傾向にある。

〔ベルギー〕 各界から選任される銀行委員会（Commission Bancaire）が強大な権限をもつが、自己資本充分度や大口融資規制以外は、規制やガイドラインから自由で、小数の銀行グループとの定期的な協議を中心とする監督システムである。委員会はフランスと対照的に政府に対してほぼ独立的である。

〔オランダ〕オランダ銀行（Nederlandsche Bank）が中央銀行と監督責任の機能をもつ。国有化されているオランダ銀行はオランダ政府の任命する理事会によって統制を受ける。監督は、支払能力と流動性に関する包括的なガイドラインに依存してかなり規制的であるが、銀行との非公式の協議がそれを緩和する。オランダ銀行は重要な情報をすべて求めることができ、その検査が第1の責任である。

〔スイス〕連邦銀行委員会（Federal Banking Commission）と国民銀行（National Bank）とも、規制は稳健でアドバイザー的であり、連合王国システムに近い。規制と監督の最高権限は、スイス議会で選任されその統制のもとにある連邦銀行委員会にある。委員会は銀行ライセンスの認可等の権限をもつが、監査は公認会計会社に委託する。銀行秘密保護法に対する外部からの修正要求に対する国内の反発は強い。

〔ルクセンブルグ〕外銀が魅力をもつ規制環境と厳格な銀行秘密保護法の成果で、西独に連結財務による大口融資規制が導入された後も、ユーロ・ドイツ・マルクをはじめとするヨーロッパの金融センターである。銀行委員会（Banking Commission）は金融機関に関する法律、規制、勘定の公開を定める。1983年に創設されたルクセンブルグ金融協会（Institut Monétair Luxembourg）が、政府任命の理事によって構成され、対外貸付と金融機関の監督にあたる。銀行券の発行、金融市場の監督、国際金融協定から生ずる義務の履行等を行うが、監督方法は銀行との紳士協定による柔軟なものである。中央銀行は存在しない。

〔香港〕3度の金融危機を契機に、安定性と効率性、不正防止と預金者保護を目的として規制改革が検討中である。その内容は、銀行委員会（Banking Commission）の権限の強化（それは外銀の指導強化、外国の金融当局との協力責任をふくむ）、新しい自己資本充分度と流動性要件の導入、大口融資規制、株主の身元の公開、などである。しかし、香港は世界で最も規制が少なく第3位に位置する国際金融市场である。中央銀行は存在しないが、政府がその一定の責任を負う。

### 商業銀行とその監督の動向

〔合衆国〕商業銀行は銀行責任による内部管理と報告要件の緩和を主張。しかし、IMF 出資金増加を見返りに国際貸付監督法（ILSA： International Loan Supervision Act）による追加規制が行われた。自己資本、引当金、会計報告制度に新しい基準が設定された。

〔連合王国〕商業銀行は国際貸付にイギリス銀行の監督強化を予想。しかし、厳格な内部管理と説得的監督方法が有効であると強調する。

〔ドイツ連邦共和国〕商業銀行は、ドイツの銀行監督が合衆国システムに近いとはいえる、当局のスタッフ不足と規制を狭く解釈する傾向のため「抜け道」が可能という。

〔日本〕監督当局はきわめて強力な影響力を行使する。法令、規制よりも伝統的に「行政指導」による監督に頼る。

〔フランス〕規制当局と銀行には対立的傾向がある。政府保証の輸出関係貸付が中心業務で、それ以外の外国貸付には資本力不足。

〔ベルギー〕ベルギー銀行協会が諮問的役割を果たす。銀行委員会はその代表者との協議を経て支払能力、流動性比率の規制を実行する。

〔オランダ〕オランダ銀行協会の役割はメンバー銀行とオランダ銀行との協議的仲介機能と定められている。しかし銀行監督は規制が中心なのでその役割は大きくない。

〔スイス〕スイス銀行協会の役割はユニークであり、銀行規制の提案に際して意見が求められる。商業銀行は内部管理を重視し、連邦銀行委員会の規制を副次的なもの、あるいは自由裁量的ガイドラインと考える傾向にある。

〔ルクセンブルグ〕銀行の多くは外銀の子会社や支店なので、銀行監督はそれらの本国の中央銀行との関係に大きく依存する。

〔香港〕香港銀行連合は銀行規模による等級づけをして最高金利をそれぞれ確定する法令団体である。それに拘束されない預金取扱会社が増加する傾向にある。

## II 会計制度とディスクロージャー規制

一般に、ディスクロージャー（企業情報の開示）は、営利企業に社会的責任を求めるための手段として不可欠な規制条件である。とりわけ、公共性・社会性を強く要請される銀行にとっては、経営・金融情報を広く公開し、その公共的監視のもとで金融の安全性・健全性・効率性を発展させることが使命となる。「金融の自由化」がもたらす様々な金融リスクの拡大は、リスク・ヘッジとしての情報公開要求を強める。しかし、銀行のディスクロージャー規制は、「金融の自由化」（公共規制の解除）の代償措置ではなく、本来的に「金融の公共性」に由来するものである。ディスクロージャー規制の進歩は、「金融の公共性」を要求する「金融の民主主義」の成熟・進展度合を測る1つの指標とも言えよう。

ディスクロージャー規制の機能を促進させるために必要な検討課題は、次のように整理できる。

第1に、規制の「しり抜け」を防止し、不正な会計操作を許さず、経営・金融情報を正確・効率的・迅速・安価に把握できるための金融会計技術（コンピューター等のハードの情報処理技術も含む）と、金融会計基準をどのように開発するのか。

第2に、規制・監督当局が、この経営・金融情報を把握するためには、どのような方法が効果的で効率的か、またこのための専門的能力と技術はどのように整備されるべきか、さらに情報把握のための規制当局間の国際的連携はどのように発展させるべきなのか。

第3に、銀行の経営・金融情報の一般的公開による公共的監視システムを、制度的に発展させるためには、どのような情報を、どれだけ、どのようにして公衆が把握できればよいのか。

フリーセンの調査は、これらの課題にそった国際比較を試みたものではないが、最近のディスクロージャー水準とディスクロージャー規制の各国の動向について、興味ある特徴を浮き彫りにしている。確認できる限りでまとめてみよ

う。

第1に、「金融の自由化」の先進国ほど、ディスクロージャー規制の方法と改革が検討課題になっていることである。

この方面の規制の進んでいる合衆国では、不正な会計操作を防止するために報告要件を厳格にし、対外貸付リスク情報をはじめ公開要件を強めるなど、ディスクロージャー規制のいっそうの改善が図られている。また、立遅れている連合王国でも、銀行監査機能を高め、イギリンド銀行の会計検査技術を向上させるなどの改革方針が提起されているのである。

第2に、規制・監督当局の求める経営・金融情報のディスクロージャー機能は、直接に情報提供を求める場合も、あるいは銀行監査人を通じた間接的な場合でも、総じて強化される傾向にある。

オフ・バランス取引を捕捉し、対外貸付リスクを計測し、連結財務方式を導入するなど、新しい業務の拡大に対応して、それをより正確に把握するための会計基準の開発と監督機能の向上が試みられている。

第3に、上の国家による情報把握の強化と対照的に、一般公衆に向けた経営・金融情報のディスクロージャー（公開）は、著しく制限されていることである。これは、「金融の自由化」による金融リスクの拡大を背負わされた一般の預金者・投資家・株主等による情報公開要求の高まりと逆行した方向にある。

今後ますます、金融リスクの拡大と金融情報の収益価値の増大につれて、銀行と国家による「経営・金融情報の独占」と一般大衆の「公開要求」との対立が激化するであろうことを、予測させている。

### 会計制度とディスクロージャー規制

〔合衆国〕会計報告要件とディスクロージャー要件がとりわけ厳格なことが特徴である。しかし、コンチネンタル・イリノイ事件はそのあり方に一石を投じた。3つの問題が各連邦銀行規制当局の特別の関心を呼んでいる。第1は、1984年6月のFRBと通貨監督官の共同声明で、利払い延滞90日以上のローンは厳密に報告すべきと要求されたこと。第2は、ILSAにもとづき、3つの連邦銀行規制当局のそれぞれがリストラクチュアされたローンの手数料について標準要件を設定したこと。第3に、対外貸付業務に従事する銀行は、自

己資本、資産の性格、収入と利益、流動性、その他の情報を盛り込んだコール・レポートを定期的に報告して監督を受けることを求められているが、その方法に進展もあったこと、預金者や市場参加者の要求を反映して通貨監督官が国法銀行に、SECディスクロージャー要件を適用したこと、対外貸付リスク情報を株主に充分に供給するためSECの報告制度が、1983年以降改良されたことである。

〔連合王国〕銀行にとって特別の会計原則はなく一般の会社法、会計団体の標準会計、銀行業の慣例に従う。このため有利な方法が選択され、銀行間で大きく異なるディスクロージャー水準が形成されている。Review Committeeは、イングランド銀行が銀行監査人に公的に介入できること、常設の会計専門家を持つこと、などの改革を提起する。

〔ドイツ連邦共和国〕FBSOに提出される銀行の外部監査人の報告は、特別のガイドラインに従い、銀行が規制要件を満たしているかどうかを判断する。また銀行はFBSOに定期的に報告書を提出する。FBSOは一方的な銀行検査権限をもつ。貸借対照表と損益計算書をふくむ財務諸表一覧が毎年公衆に公告されなければならない。

〔日本〕商法の一般的な財務会計原則に従う。事業活動と金融ポジションをあらわす報告書を大蔵省に提出しなければならない。大蔵省は「公平・明瞭・継続」原則の銀行会計標準を定めている。公衆に提示されるものは限定され、事業年度の終わりに貸借対照表と損益計算書を公告し、簡略した企業レポートを事務所に設置しなければならない。

〔フランス〕銀行委員会が強大な権限をもち、銀行は定期的（会計年度、半期、四半期、月々）に資産負債明細その他の情報を送らなければならない。それは連結財務方式で、銀行規制委員会の開発した一定の様式に従う。委員会は公衆の利益と思われる情報をディスクローズする権限をもつ。監査人は特別リストから任命される。

〔ベルギー〕銀行委員会は銀行監査人を任命し手数料を支払いその解任権をもつ。この公認監査人は専門的能力と高度な資格をもち、銀行委員会へ提出する銀行の報告書の真実性・支払能力・流動性等の監査責任を負い、重要な役割

を果たす。1982年に委員会は、毎年度、連結財務諸表を作成し公開することを銀行に通達した。

〔オランダ〕オランダ銀行は必要なすべての情報を提供させる権限をもち、会計勘定モデルを発行している。提供する報告は、連合王国やドイツ連邦共和国よりも完全な連結財務方法で行われ、系列会社や子会社の残高を相殺することを認めていない。残高は個別にも全体としても示さなければならない。

〔スイス〕銀行監査人は銀行によって任命され給与を支払われるが、連邦銀行委員会のライセンスを受けその代理人として行動する。監査人は不良債務、疑しい勘定、法的規制の侵害などをチェックし、委員会に報告する義務を負う。委員会は特別の資産要件について半期、四半期ごとに公開する。しかし公衆は監査人のレポートを得ることはできない。

〔ルクセンブルグ〕銀行はルクセンブルグ金融協会に毎月詳細な財務諸表を提供する。協会はそれ以外の情報を得るために1年に1度銀行検査を行う。1984年以降、従来の内部監査に加えて独立した外部監査人による検査がある。銀行は会計年度終了後6ヶ月以内か、株主総会後2週間以内に財務諸表を官報で公開しなければならない。公衆が調査に利用できる唯一のものである。

〔香港〕銀行法令（Banking Ordinance）は次のように定める。銀行は銀行委員会へ毎月の資産負債明細表を提供すること、委員会は必要な情報を求める広範囲な調査権限をもっていることである。さらに、要求があればそれを個人にも公開しなければならない。銀行は監査勘定を会計年度終了後6ヶ月以内に中国語、英語で月刊紙に公告しなければならない。外銀支店は公開要件を免れる。

### III 銀行業務の健全度規制

——大口融資規制、自己資本充分度規制、  
流動性規制、為替持高規制

金利規制、業務分野規制、内外参入分野規制、為替管理規制等の撤廃は、負債管理方式の銀行業務の危険な膨張に道を開いた。ユーロ市場の提供する国際

的な銀行間信用機能の拡大を軸にして、リスクを相互に負わされた銀行は、大量に集中された資金の利ザヤ低下を補うために、いっそう危険な資産運用に走り、国際的なリスク連鎖の網の目に強くとり込まれるようになっている。

金融の自由化・国際化の進展につれて、これらのリスク対策として、危険な営業活動にあらかじめ枠をはめ、銀行業務の健全度を高める規制（リスク管理規制）の意義と役割が高まっているのも当然といえよう。

銀行業は、信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利・相場変動リスク等の多面的なリスクにさらされているが、フリーセンが国際比較調査のテーマに取り上げたのは、最初の3つのリスク対策規制と考えられる大口融資規制、自己資本充分度規制、流動性規制、為替持高規制である。

大口融資規制は、リスク分散を奨励する目的だけでなく、金融サービスの公正を確保するためにも必要なものである。各国間比較で明らかなのは、大口融資について単なる通知や報告義務の国から、厳しい法令規制の国まで、規制はかなり多様であり、共通した規制原理にまで発展していないことである。

大口融資にからんだ不正融資が原因で金融危機を経験した国、例えば連合王国、ドイツ連邦共和国、ルクセンブルグ、香港では、この規制に関心が強く、その改革や導入が検討されている。

自己資本充分度規制（capital adequacy）、あるいは自己資本比率規制は、最近になって飛躍的に進歩した規制方法である。

周知のように、1987年12月に、BIS・銀行規制監督委員会（クック委員会）で、国際業務に携わる銀行の自己資本比率について、国際的な統一規制基準の合意が形成された。自己資本に貸倒引当金の算入を求める合衆国、有価証券含み益の算入を求める日本、自己資本比率規制基準の高い欧州諸国、これら三方の国際調整が行われ、経過措置を設けて1992年までに8%の最低規制比率の達成を目標とすることになったのである。

フリーセンの調査した各国の自己資本比率規制をみても、健全度規制の他のものと比べて格段に成熟していることが分かる。例えば、現在検討中であるという香港を除いて、その他の国がすべてこの規制に着手しており、さらに自己資本にどこまで含ませるかで自己資本比率の定義の相違があるものの、規制

の方式にそれ程大きな格差は存在していないからである。しかも、資産にリスク・ウェイトを付けて算入するリスク・アセット方式が導入されていること、オフ・バランス取引もこの方式で規制しようとしていることで共通しており、連結財務方式で適用されることを加えて、これらの方法は国際統一基準に採用されるに至ったのである。すなわち、自己資本比率規制は、規制システムとして、各国で既に共通基準が可能な程、簡潔な原理に発展していたといえるであろう。国際統一基準の合意が可能であったのも、ここに現実の根拠をもつてゐる。

流動性規制の各国比較の特徴は、監視段階にとどまっているか、あるいは弱いガイダンスがあるだけの国と、法令制限あるいは厳格なガイダンスのある国の2極格差が存在していることである。前者には合衆国、連合王国、ベルギー、ルクセンブルグ、香港があり、後者にはドイツ連邦共和国、日本、フランス、オランダ、スイスがある。流動性は各国の金融市場の発展とそれへのアクセス度に影響されることが大きく、規制水準の現実の国際比較は困難であろう。

為替高規制も各国規制格差は大きい。一率規制の日本・フランス、より彈力的に自己資本と関係させての規制である連合王国・ドイツ連邦共和国・ベルギー・オランダ、報告義務を求めるだけの合衆国・香港・スイスの3つに分けることができる。為替管理の伝統の強かった国ほど、規制も厳しくなる傾向も見受けられる。

### 大口融資規制

〔合衆国〕1国法銀行協会(association)あたりの1個人への融資残高が、その協会の資本金プラス剰余金(unimpaired capital plus surplus)の15%を超えないこと。さらに外国政府・政府諸機関への融資は、資産テスト(返済能力)、目的テスト(融資が業務目的に一致)のどちらかを充足させない場合にその規制を受ける。

〔連合王国〕イングランド銀行は、10番目まで大きい大口融資を四半期ごとに報告することを期待している。大口融資額の法令制限はないが、自己資本(bank's capital)の10%を超えないことを表明している。Review Committeeは、監督方法の改善を勧告。

〔ドイツ連邦共和国〕 詳細な報告要件がある。資本金（equity capital）の15%をこえる大口融資の報告と100万ドイツ・マルク以上の債務者の四半期ごとの報告である。連邦銀行はそれを受け FBSO に送る。FBSO は1年に1度大口融資リストの提出を求めるかもしれない。自己資本（bank's capital）の50%を超える大口融資は禁止されている。

〔日本〕 普通銀行は自己資本（own capital: bank's capital and reserve）の20%，長期信用銀行は30%，外国為替銀行は40%を超えての大口融資は禁止されている。

〔フランス〕 自己資本（bank's capital）の75%を超えないこと。さらに自己資本の25%を超える大口融資の総額が自己資本の10倍を超えないこと。これらの基準を超える大口融資は、銀行リスク情報を集める Central Risks Service に報告されなければならない。

〔ベルギー〕 銀行委員会が単一企業や系列企業グループへの融資規制を扱う権限をもつ。自己資本（bank's capital）の20%を超える大口融資は報告し、追加の資本バックを求められる。関係会社への融資は毎月のレポートで集計される。自己資本の50%を超える大口融資は削減の勧告を受ける。100万ベルギーフランを超える大口融資は Belgian Central Risks Service へ通知義務がある。CRS は大口融資を監視し外国当局もふくめて情報を提供する。

〔オランダ〕 オランダ銀行の許可なしには自己資本（capital）の25%を超えての大口融資はできない。外国政府、外国信用諸機関、外国銀行の保証した場合は50%まで可能。200万オランダ・フロリン以上か、自己資本の5%以上の 大口融資は毎月報告が必要。15%を超える場合は追加の資本要件を求められる。

〔スイス〕 保証のない融資は20%，保証付融資は40%，銀行融資は50%，それぞれ自己資本（bank's capital）に対する比率を超えないこと、超えれば連邦銀行委員会への報告義務が生じ、削減を求められる。連結方法で監視される。

〔ルクセンブルグ〕 SMH 事件を契機に公的な大口融資規制が発足。自己資本（bank's capital）の10%以上か、1億5千万ルクセンブルグ・フランを超える前貸し（advances）はルクセンブルグ金融協会に報告を必要。前貸しは

当座貸越、信用枠設定、引受け等も含める。1985年（5年の経過期間）から大口融資は信用機関の自己資金（own fund）を超えてはならない。

〔香港〕銀行法令は払済資本金（paid-up capital）と準備金の25%を超えた貸付を禁じている。外銀支店は本部の自己資本に対して適用。金融改革試案（Bank Reform Working Paper）は大口融資が金融困難の原因として、法令規制、外国企業にも適用、保証業務も含める等を提起している。

### 自己資本充分度規制

〔合衆国〕銀行規制の歴史で自己資本規制に目が向けられたのは比較的最近のことである。1981年、FRBと通貨監督官は、第1次自己資本（primary capital）とは普通株式、永久優先株式（perpetual preferred stock）、剰余金（surplus）、未配当利益、偶発損失準備金や他の資本準備金、義務的転換社債（mandatory convertible securities）、貸倒引当金であり、総自己資本（total capital）はそれに償還株式（limited-life preferred stock）と銀行劣後債（bank subordinated debt）を加えたものであると定義した。ILSAは最低自己資本比率規制を課した。1985年にかけてFRB、FDIC、通貨監督官は第1次自己資本比率を5.5%に引きあげることで一致した。最近、FRBのボルカーニ議長は総自己資本比率を9%に引き上げる提案をしている。3規制当局の意見の食い違いも大きく、FRBは規制はガイドラインにすべきという。オフ・バランス取引も検討課題になっており、1985年のFRBの提案により、1986年にはFDIC、通貨監督官と共同でリスク連動自己資本充分度規制（risk-based capital rule）が発表された。

〔連合王国〕イギリス銀行はギアリング・レシオ（gearing ratio）とリスク・アセット・レシオ（risk asset ratio）を開発した。しかし個々の銀行についてのこれらの情報が公にディスクローズされないのは重大である。劣後債（subordinated debt）は早期償還条項がなくイギリス銀行の同意と要件を満たせば自己資本扱いとなる。オフ・バランス取引に特別の関心が向かられ、1985年にはNIFs、RUFsの自己資本比率計算は偶発債務扱いとなった。1986年にイギリス銀行は論文「Off Balance Sheet Business of Bank」を発表した。オフ・バランス・リスクは原理的にはバランスシ-

ト記載リスクと同一であるといい、オフ・バランス取引に対する銀行の管理・記録義務に注意を促している。

〔ドイツ連邦共和国〕FBSO は、銀行融資と資本参加 (equity participation) が自己資本 (capital) の18倍を超えてはならないと定めている。最近銀行法が修正され、その基準が子店と子会社もふくめグループ全体に適用されるようになった。自己資本充実のため銀行の開発した優先株 (Genußscheine) は、資本金 (capital) プラス準備金の25%を超えない範囲で自己資本に計算される。1986年に NIFs のようなオフ・バランス取引はその50%を自己資本比率計算に組込むことが提案された。

〔日本〕自己資本 (capital) とは資本金 (equity capital) プラス準備金であると定められている。1986年に資産に対する資本金の割合を5%に引き上げる新しいガイドラインが設定された。保有証券の含み益である未公表準備金 (hidden reserves) も資本金に含められる。最近海外業務に対してオフ・バランス取引に対するリスク・アセット・レシオを導入した新しいガイドラインが設定された。

〔フランス〕諸銀行の自己資本比率は国際的に低い。1979年に5%の最低自己資本比率への到達を求める規制が発せられた。自己資本 (capital) は、払済資本金 (paid-up capital), 一定の準備金, 留保利益, 留保利益総額を超えない範囲での劣後債, 無形資産である。最近フランス政府もフランス銀行も自己資本の充実を強く奨励している。

〔ベルギー〕銀行委員会はリスク・アセット・レシオと固定資産比率 (fixed-assets ratio) の2つの方法で自己資本比率規制を適用している。自己資本 (capital) とは、資本金 (equity capital), 準備金, 公表された一般貸倒引当金 (unallocated provision for losses), 留保利益であり、劣後債は総自己資本 (total capital) の50%の範囲で認められている。銀行委員会は連結財務方式で適用を求めるが、銀行と係争中である。固定資産比率とは自己資本と収益 (revenues) を超えて固定資産を保有しないことである。

〔オランダ〕オランダ銀行は、強制的命令権限もふくめて自己資本比率の規制権限をもつ。またこの資料・情報を外国の監督当局と交換する権限をもつ。

EEC のうちオランダとベルギーだけが銀行監督の国際協力を法的に定めている。自己資本 (capital) とは、払込資本金 (paid-in capital), 公表準備金, 一定の未公表準備金 (hidden reserves), 払込資本金と準備金の総計を超えない範囲での劣後債である。資産はリスクに応じて 0 ~ 100% まで分類される。

〔スイス〕 1978年以降、連結バランスシートで自己資本充分度規制が行われている。銀行委員会はオフ・バランス金融技術の研究を完成させているが、1986年3月段階では自己資本比率規制に応用していない。外貨建資産には 1.5% の追加自己資本充実を要求するガイドラインがある。一般に国際貸付業務に従事する銀行は追加される。

〔ルクセンブルグ〕 支払能力比率規制 (solvency ratio) と固定資産比率規制がある。支払能力比率とは自己資本 (own resources) と負債総額の比率であり、ルクセンブルグ金融協会は 3 % で指導・監視している。子会社や支店にも適用されるが、本国の監督がある外銀支店は免除の方向である。自己資本とは、払済資本金 (paid-up capital), 準備金、払済資本金と準備金の 50% の範囲での劣後債、留保利益である。NIFs, RUFs にも適用を考えている。固定資産比率規制とは固定資産が自己資本総額を超えないことである。

〔香港〕 現在、自己資本充分度規制はない。しかし金融改革試案は、強制権限を伴うこと、4つのリスク資産カテゴリーに分類すること、5 % の法定最低自己資本比率を設けること、自己資本 (capital) は払込資本金 (paid-in capital), 株式転換も選択される永久劣後債、未公表準備金もふくむ一般準備金、未配当利益であること、連結方法でも適用可能であること、等を勧告する。監督局は偶発債務を同額で資産扱いする厳しい提案をしている。

### 流動性規制

〔合衆国〕 3 規制当局とも流動性比率 (liquidity ratios) の標準要件を課してこなかった。しかし通常の銀行検査で流動性評価が行われている。評価基準は(a)預金の輝発度(b)資産の市場性と換金性(c)管理技術能力(d)金利感応性資金への依存度(e)金融市場へのアクセス度、である。

〔連合王国〕 流動性ガイダンスの開発にあたってイギリス銀行は、銀行

がそれぞれの状況に合った流動性評価の方法を組合わせるべきと強調。流動性評価はキャッシュ・フローの方法で、一定の期間をとってミスマッチ・ポジションを測定するものである。それぞれの銀行の流動性ポジションは公開されない。

〔ドイツ連邦共和国〕銀行法による高度に複雑な流動性規制がある。長期の資産を長期の負債とマッチさせる原理と、中期の資産を短・中期の負債とマッチさせる原理である。

〔日本〕大蔵大臣は年平均で預金総額に対する流動資産の割合を30%以上でもつべきことを奨励。1983年にユーロ・カレンサー業務についてガイドラインが発表された。1年を超える貸付の45%を、満期が1年以上の定期預金かその他の負傷で調達すべきこと、3年を超える融資はその15%をマッチさせることである。

〔フランス〕2つの流動性規制がある。短期の負債の少なくとも60%を流動資産と現金資産で保持すべきものと、中・長期の負債を貯蓄預金と自己資本の3倍以下に制限すべきものである。

〔ベルギー〕銀行委員会は権限をもっているが規制はしていない。ベルギー・フラン建の「特別流動比率」と外貨建もふくめた「一般流動性比率」による毎月の報告書と監査人レポートで監視している。

〔オランダ〕負債はタイプと満期で分類され、一定の負債に対して流動資産が保有されなければならない。大口負債に対して特別のガイドラインがある。

〔スイス〕短期負債の一定の割合、普通は6%を、流動資産と容易に販売できる資産で維持しなければならない。一定の様式で定期的に流動性報告書を提供する。

〔ルクセンブルグ〕勧告であり、規制要件ではない。負債に対して30%の流動性資産の比率の維持を求められる。ルクセンブルグ金融協会は定期的に銀行の流動性ポジションを分析する。

〔香港〕預金債務の25%以上の特別流動資産の保有を求められる。金融改革試案は、1ヶ月以内の満期か要求払いのすべての負債に対して流動資産の維持を求める流動性評価の新しい方法を提起している。

### 為替持高規制

〔合衆国〕ある一定額のドルを超えて外貨建の資産・負債ポジションを自己勘定で保有する場合には連結持高月報（Monthly Consolidated Foreign Currency Report）に報告しなければならない。

〔連合王国〕イギリンド銀行はディーリング（dealing）・ポジションと、長期の資産・負債を保有するストラクチュラル（structural）・ポジションを区別する。単一の通貨のディーリング為替持高（net open dealing positions）は調整自己資本（adjusted capital base）の10%を超えないこと、すべての通貨の短期ディーリング為替持高（net short open dealing positions）は調整自己資本の15%を超えないことである。

〔ドイツ連邦共和国〕為替持高（net open positions in foreign currency）は営業日終了時に資本金と準備金の30%を超えてはならない。その上に月集計か半期集計で今後決済をむかえる持高は自己資本の40%を超えないこと。

〔日本〕大蔵省の非公開の検査によって監視されている。銀行は毎月主要通貨に分類した持高表（positions）の報告義務がある。直物持高と直物・先物持高についてガイドラインがある。厳密ではないが、為替総合持高（foreign exchange exposure）を自己資本の10%に維持する制限がある。

〔フランス〕フランス銀行による厳格な統制がある。1968年の水準を超える為替持高（net foreign currency exposure）の保有は禁じられている。さらにフランス・フランに対するオープン・ポジションは許されない。

〔ベルギー〕1972年の支払能力規制で、先物為替取引から生ずるベルギー通貨と外貨建の債権総額に対して、その0.2%に等しい自己資本の維持が求められる。監査人は内部管理についても調査する。

〔オランダ〕為替持高（open foreign exchange positions）に特別の制限はない。アンカバーの持高（uncovered foreign exchange positions）に2.5%の自己資本の維持を求める支払能力規制がある。オランダ銀行に毎月の報告書の提出義務がある。

〔スイス〕為替持高（open positions in foreign currency）には特別の自己資本充分度要件がある。さらに為替総合持高（total foreign exchange

exposure) が自己資本の40%を超えるならば連邦銀行委員会へ通知義務がある。

〔ルクセンブルグ〕為替取引を認可された銀行による公的市場では1974年以後、為替持高（net foreign currency positions）に最高限度が課されている。自由市場には制限はないが、報告義務があり、自己資本の30%を超える持高（positions）は監視を受ける。

〔香港〕特別の規制要件はない。非連結的な為替総合持高（foreign currency exposure）のデータが毎月集められる。

#### IV 対外貸付の監督・規制

——カントリー・リスクと貸倒引当金、最後の貸手、在外支店と在外子会社の取扱い、外国銀行の取扱い

国際銀行業務に対する監督機能の対象として、フリーセンは①対外貸付業務の監督・規制、②多国籍銀行業務（在外支店・子会社、外銀支店・子会社）に対する監督・規制、さらに金融危機の救済に出動する③最後の貸手機能を取上げている。いずれも、国際金融システムの安全性・安定性を高めるために不可欠な監督機能である。それについて検討を深めてみよう。以下で扱うテーマの順序はフリーセンの論述に従う。

銀行の対外貸付活動に対する規制・監督当局の介入方法は、次の7項目に網羅できるであろう。

第1は、規制・監督当局が公的な責任としてカントリー・リスクの評価を行うこと、あるいは評価基準を設定することである。これには公開する場合と、非公開で銀行に臨む場合が考えられる。

第2は、カントリー・リスクの公的評価は行わないが、銀行自身の内的なリスク評価システムに対して援助と監督を行うことである。

第3は、銀行のカントリー・エクスポートジャー（与信残高）の実態を正確に把握し、リスク・エクスポートジャーについて特別に監視を行うことである。

第4は、銀行のカントリー・リスク・エクスポートジャーを銀行みずからに公開させるか、あるいは公的な責任で公開することである。

第5は、銀行内部のカントリー・リスク・エクスポートジャーマー管理の状況を、調査・把握し、適切な指導、監督を行うことである。

第6は、カントリー・リスクに応じて特別に貸倒引当金を設定したり、あるいは積み増しを強制するなどして、間接的にカントリー・エクスポートジャーマー制限を行うことである。

第7は、カントリー・リスクに応じて、あるいは一率の基準を設定するなどして、カントリー・エクスポートジャーマーの直接制限を行うことである。

フリーセンの調査をこの7項目にそって表にまとめたものが第1表である(第1表参照)。但し、フリーセンの調査は、この7項目にそった国際比較を

第1表 対外貸付規制の国際比較

	合衆国	連合王国	ドイツ連邦共和国	日本	フランス	ベルギー	オランダ	スイス	ルクセンブルグ	香港
カントリー・リスクの公的評価	○	△	×	×	×	△	△	△	×	×
銀行内部のリスク評価の監督	○	×	×	×	×	△	△	△	×	×
カントリー・リスク・エクスポートジャーマーの実態把握・監視	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
カントリー・リスク・エクスポートジャーマーの公開	△	△	×	×	×	△	×	△	△	×
銀行内部のエクスポートジャーマー管理の監督	○	×	×	×	×	△	×	△	×	×
カントリー・エクスポートジャーマーの間接規制	○	×	×	△	×	×	×	○	×	△
カントリー・エクスポートジャーマーの直接規制	○	×	×	△	×	×	△	○	×	×

注) ○施行している、△不完全だが施行している、×施行していない。

直接の目的としたものではない。それゆえ、これを意識すれば盛り込めたかもしれない情報が欠落している可能性もある。その点でこの表は必ずしも正確とはいえない。ただ、全体を俯瞰でき、以下の論述の参考にはなるであろう。

第1のカントリー・リスク公的評価を、エクスポートジャーライセンス規制と連動させて、つまり制度本来の方向で機能しているのは合衆国だけである。その他には、スイスが調査を完了しただけ、オランダが銀行のカントリー・リスク評価を援助するということで、連合王国とベルギーはカントリー・リスク・エクスポートジャーライセンスを公開することで、何らかのリスク評価作業が伴っていると理解できる。しかし、制度としての機能には程遠い。

第2と第5の銀行自身の内部管理システムに対しては、合衆国だけが規制・監督目的に明確に掲げていて、最も直接に機能しているといえる。その他に、ベルギーとスイスが銀行の外部監査人の監査レポートのテーマに盛り込んで、さらにオランダが援助するということで、間接的に係わっている。

第3のカントリー・リスク・エクスポートジャーライセンスの実態把握・監視という監督機能だけが、すべての国が着手している作業である。(香港は定期的な報告によってではなく、検査に頼るという弱点はあるが)。

第4のカントリー・リスク・エクスポートジャーライセンスの公開となると、秘密扱いが多く、大きく立遅れている現状である。合衆国では銀行にカントリー・エクスポートジャーライセンスを提出させ、さらにそれを補完する公的なカントリー・エクスポートジャーライセンス情報レポートの公表が検討されている。それ以外では、連合王国とベルギーが、各銀行の個別情報は秘密で、ただ総計だけを監督当局が公表する。ほとんどの国で対外貸付情報の公開が進展していないのである。

第7と第8のエクスポートジャーライセンス規制については、合衆国とスイスが直接・間接に具体的で明確な監督・規制を行っている。それ以外に、行政指導のある日本、エクスポートジャーライセンス削減勧告もありうるオランダ、法令上充分な引当金が要求される香港は、制度的な対外貸付規制とはいえないであろう。

以上の比較検討から、対外貸付の監督・規制の、現段階での3つの特徴を指摘することができる。

第1に、合衆国の監督・規制の水準と他の国との格差が著しく大きいことで

ある。対外債務の累積度合が異なると言ってしまえばそれまでだが、この格差が国際的な規制摩擦を引起すかもしれないし、ひいては監督規制の国際調整の障害になることもある。

第2に、対外貸付のカントリー・リスク管理は、ほとんどの国で銀行の自己責任に委ねられ、一般に公的当局は監視するにとどまっていることである。この方法でどこまで公共責任（対外貸付リスクから一般の預金者・投資家を保護する公共機能）の遂行が充分か、検討が必要とされるだろう。

第3に、一般の預金者・投資家が対外貸付リスクに対する公共的監視を行うための前提条件である「金融情報の公開」が、ほとんど機能していないことである。とりわけ、対外貸付が自由であればある程、そして主権保護のない対外貸付が拡大すればする程、その方法と程度はどうであれ、「金融情報の公開による一般的監視」は、その機能をもっと高められるべきであろう。

国際金融ネットワークの拡大について、各国はますます国際的なリスク連関の網の目に包み込まれているが、それに引き替え、現実化した金融危機に対処すべき、中央銀行や金融当局による最後の貸手機能は、大きく制約を受けた状態にある。調査から次の3つの事実を確認することができるからである。

第1に、重要な国際金融センターであるスイス、ルクセンブルグ、香港で中央銀行は存在しないか、最後の貸手機能は制限されている。

第2に、在外支店・子会社に対する金融支援について、合衆国以外は態度が曖昧であるが、とりわけ連合王国とフランスは拒否を明言している。

第3に、ほとんどの国の金融当局は最後の貸手機能を流動性支援に限定しており、銀行の支払不能危機に対しては拒否の構えである。モラル・ハザード問題がからんでいるかもしれないが、一般に最後の貸手としての発動に消極的な姿勢を表明している。

多国籍銀行業務のグローバル・ネットワークの拡大は、各国の規制・監督当局に、早いテンポで、複雑で新たな対応を迫っている。

在外支店・子会社に対しては、最近になって急速に本国当局による規制が強まっている。調査されたすべての国で、銀行監督に連結財務会計が導入され、銀行のグローバルな業務に対して連結財務規制が適応されるようになったから

である。ただ、この調査では、現実にどれだけ規制効果があるのか、そして規制の「しり抜け」を防止できているのか、については不明である。

外銀の支店・子会社に対する取扱いをみると、①支店設立には相互主義要件による認可があること、②国内の銀行と同一の規制・監督要件に服することは、原則として共通している。

しかし、前者の認可要件には、日本、フランス、スイスにみられるように、利害関係を背景とした各国の特殊事情が加っており、金融業務の相互進出による金融摩擦の発生を裏づけている。

後者についても、各国ごとの規制・監督の伝統を背景とした特殊条件が反映しており、ルクセンブルグのように自由な環境のところから、支店活動に監視を強めつつある連合王国、そして支店活動が惹き起こすデメリット規制に厳格な合衆国まで、様々である。総じて、現地当局の立場から、銀行業務のグローバル・デメリットの規制に关心が高まりつつあることも感じられる。

以上の検討結果から、多国籍銀行業務に対して、本国当局の立場から、そして現地当局としての立場からも、そのグローバル・デメリットについて規制・監督が強まりつつあることを読みとることができる。しかし、その規制方法と水準は各国の事情と利害を反映してまちまちであり、この規制格差は、一方での規制摩擦の発生と、他方での国際的利害調整を不可避なものにするのである。

### カントリー・リスクと貸倒引当金

〔合衆国〕連邦規制政策で最も論争になった問題の1つである。1977年以前では、通貨監督官、FRB、FDICの間で、カントリー・リスクにさらされた与信残高（country risk exposure）の監督方法で意見の相違があった。1977年になって3当局は同一様式のカントリー・エクスポージャー調査（uniform country exposure lending survey）を始めた。1978年に3当局は共同検査方法（joint examination procedures）を採用した。その目的はポートフォリオの分散を奨励し、リスクのある不良融資を洗出し、銀行のカントリー・エクスポージャーの監視とリスク査定システムを評価することであった。また3当局の代表で構成されるカントリー・エクスポージャー調査合同委員会（ICERC：Interagency Country Exposure Review Committee）の設置も認め

られた。ICERC は(a)債務支払困難にある国を、現実型、切迫型、潜在型に鑑定し、(b)現実型、切迫型にある国への融資に注意を促し、(c)潜在型の国への融資が銀行の自己資本のある水準を超える時に特別のコメントを行い、(d)カントリー・エクスポート管理の銀行の内部システムを評価するのである。1983年に議会に提出された3当局の「共同メモ (Joint Memorandum)」は、カントリー・エクスポートの集中状況の公開 (public disclosure) の必要性を提起した。それは銀行が4半期ごとに45日以内にカントリー・エクスポート (CER : Country Exposure Report) の報告義務をもち、さらに、第1次自己資本の15%あるいは総資産の0.75%のどちらか低い水準を超えるエクスポートについての情報をふくむ公的なカントリー・エクスポート・情報レポート (Country Exposure Information Report) が提出されなければならないのである。1984年2月の3当局の発表で、最終的にディスクロージャー規制は総資産と自己資本との関係で重大である対外貸付の額と構成を第1次規制当局へ提出することになった。「共同メモ」はハイ・リスク国に対する特別貸倒引当金の設置を勧告したが、ILSA を補完する規制として、トランスマスター・リスク引当金 (ATRRs : Allocated Transfer Risk Reserves) に結実した。それは規制当局が「繰り延べ不能 (protracted inability)」と判断した時に設置を要求されるものである。簿価を下げるか、IMF の構造調整計画が行われるならば設置しなくてよい。

〔連合王国〕イングランド銀行は特定国貸付に公式の制限・基準を設定していない。連結方法で監視しており、銀行は毎月、半期に貸付タイプ、借入国、満期、保証の有無等を示す報告書を提出しなければならない。カントリー・エクスポート情報は1年に4回、イングランド銀行が公けにする。個々の銀行のリスク・エクスポートは公開されない。貸倒引当金の規制要件はない。各自の銀行がふさわしい水準を決定する責任がある。ディスクロージャーは各銀行が決める問題だが、クリアリング・バンクと他の2~3の銀行だけが定期的に財務諸表で公開している。

〔ドイツ連邦共和国〕カントリー・リスクについて特別の規則はないし、ブンデス・バンクと FBSO はカントリー・リスク情報を提供しない。カン

トリー・リスクの監視と審査は各銀行の責任であり、よく開発された調査部門をもっている。1986年7月の銀行法修正によって、銀行は定期的に連結方法によるカントリー・リスク包括情報を FBSO とブンデス・バンクに提出することになった。ルクセンブルグの在外子会社を監視するためである。未公表準備金が認められている。1982年以降、790万ドイツ・マルクの不良債務に対して約350万ドイツ・マルクの貸倒引当金が積み増しされた。

〔日本〕大蔵大臣はカントリー・リスク評価制度の開発責任を拒否。各銀行の責任であると考えている。カントリー・リスク情報の供給を目的に1983年国際金融センターが設立された。銀行はエクスポート・ジャーラー総額を半期ごとに連結的方法で大蔵省に報告しなければならない。外貨建資産の規模を自己資本の15倍以内に制限すること、外貨建資産の60%の範囲に外貨建の銀行間預金債務とコール・ローンを維持すること、返済困難な国に対して特別引当金を計上すること、を勧告されている。シンジケート・ローンの参加の割合、発展途上国向貸付の割合、スプレッドについて大蔵大臣の特別のガイドラインがある。1984年4月に最大限1%の無税の引当金が認められた。

〔フランス〕伝統的にカントリー・リスク分析は各銀行の責任である。最近、連結財務報告規則が定められた。銀行は四半期ごとに銀行委員会へ連結方法によるカントリー・リスク・エクスポート・ジャーラー総額を報告しなければならない。銀行法は特定国貸付の規制権限を与えていないが、規制当局は貸倒引当金の積み増しによって制限が可能である。大手の銀行は洗練されたカントリー・リスク分析方法を採用しており、1年に3回、30ヶ国以上のリスク再調査を行い、貸付の自己制限をする。

〔ベルギー〕1984年3月から銀行委員会はカントリー・エクスポート・ジャーラーを詳細に報告させる新しいシステムを始めた。報告は借入国、貸付タイプ、満期に分類され、オフ・バランス・リスクやコミットメント（貸付予約）、先物為替も含む。連結方法で準備され、四半期ごとに提出される。カントリー・リスク情報は、銀行委員会が年報で総計の統計を公表するといえ、基本的に秘密扱いである。1980年にカントリー・リスク評価システムが発足し、認可監査人は、銀行の内部審査システム、「標準以下」「疑しい」「貸倒れ」に分類され

た貸付、さらに引当金と資産償却をレポートに含めなければならない。潜在的貸倒に対する引当義務はないが、未公表準備金が事实上一般貸倒引当金として利用されている。

〔オランダ〕1981年からオランダ銀行に連結カントリー・エクスポート・レポート（特定地域の貸付総額のみ）を半期ごとに提出しなければならない。オーバー・エクスポートは削減を求められるかもしれない。銀行は自身でカントリー・リスク審査システムを発展させる責任があり、半期ごとのオランダ銀行との討論で補完されている。貸倒引当金は要求されないが、銀行は引当金を積み、予期できない貸倒に対して偶発準備金も保有している。

〔スイス〕スイス銀行法は、対外貸付と信用保証が1千万スイス・フラン以上になるか、あるいは1年以上の長期にわたるならば認可を必要とすると定めている。連邦銀行委員会は銀行のカントリー・リスク内部審査システムの調査を完了。特別な方法を押しつけないが、合理的な審査方法の開発を求める。さらに、監査人レポートにリスク審査システムとカントリー・リスクに関する情報をふくむことを求める。適切な引当金を積むことが期待され、特に問題のある国に対しては20～30%の引当金が要求され始めている。スイス国民銀行は1984年からカントリー・エクスポートの連結方法の報告を求めている。銀行自身がリスク分析の責任をもつべきとの立場である。

〔ルクセンブルグ〕カントリー・エクスポートに公式の規制はない。ルクセンブルグ金融協会に国ごとの資産内訳、満期、貸倒引当金をふくむカントリー・エクスポート・レポートを定期的に提出しなければならない。監査人レポートも調査される。保証のない貸付総額の1.8%の割合で無税の貸倒引当金が認められていたので、ルクセンブルグの銀行は実際のリスクを超える巨額の引当金を準備した。外国銀行もリスケジュール・ローンの多くをルクセンブルグに記帳することになったが、その後不認可になり消滅したと思われる。未公表準備金はすべての銀行で設定されている。

〔香港〕貸付集中制限（loan concentration limits）はカントリー・リスクに適用されないが、銀行委員会は過去にオーバー・エクスポートに制限を適用した。定期的な報告書ではカントリー・リスクは監視されていないが、

定期の銀行検査で評価される。BIS 提出の報告のために連結方法でカントリー・リスク情報が集められる。銀行法令は不良債務に対して充分な引当金を求めている。

### 最後の貸手

〔合衆国〕危機の性質に対応して、FRB と FDIC が発動する。FRB は手形割引で流動性を供給する。準備金を置けば外銀の支店も利用でき，在外支店についても親銀行を通じて支援が可能である。支払不能の場合には、FDIC が①預金者への支払、②破産銀行の資産と負債の入札、③直接の金融支援、④他の銀行や FRB、連邦政府による新規資本の注入、などの最後の貸手機能を使用する。

〔連合王国〕イギリス銀行は流動性支援や金融危機の処理をするという伝統がある。しかし1973年の JMB 事件が示すように危機が全般的になつた時にしか発動しない。支援を在外支店・子会社まで広げるのか、明確に示すのを喜ばない。また外銀支店と子会社については本国当局が責任をもつものと考えている。1982年2月に強制的預金保険制度が設立。保護預金（protected deposit）の75%に保険がつけられている。

〔ドイツ連邦共和国〕流動性の第1源泉はブンデス・バンクであるが、ヘルシュタット危機を契機に、ブンデス・バンクが自己資本の30%を所有する流動性支援銀行（Liko-Bank）が設立された。ブンデス・バンクはいかなる状況で最後の貸手として発動するか、明確に示すのを喜ばない。支払不能の救済責任を拒否。全般的金融危機以外は、銀行の自己責任であるとして充分な準備の維持を求める。

〔日本〕日銀は最後の貸手機能を流動性支援だけと考えている。しかし銀行法は特別な条件で救済融資を定めている。

〔フランス〕フランス銀行は支払危機（solvency crisis）や流動性危機に対する最後の貸手責任を認めるのにちゅうちょしている。在外支店・子会社の支援もためらっており、銀行も自己責任と考えている。国民的な危機の場合に指導力を發揮するという見解がゆきわたっている。AFBs の預金保険制度はフランスの地理的範囲で機能し、外銀の支店・子会社も利用可能である。

〔ベルギー〕流動性支援は一般にベルギー国民銀行が提供する。加えて銀行と政府の共同経営の IPG が、大衆的利益を守るために流動性支援と預金保護を行う。破産銀行の負債に対して完済権限はあるが、義務はない。現実の支払危機に際してどのような対応があるのか、予知は困難である。

〔オランダ〕オランダ銀行は最後の貸手としての行動をちゅうちょする。オランダ・ギルダーについては行動するが、それ以外は拒否するであろう。銀行家も大規模な国際金融危機以外には発動しないと考えている。

〔スイス〕スイス銀行法は国民銀行の権限に最後の貸手機能をふくめていない。一般に資産と見返し流動性支援はすると期待されているが、支払危機に介入しないと思われている。

〔ルクセンブルグ〕中央銀行あるいは最後の貸手と考えられるものを持っていない。ルクセンブルグ金融協会にその機能はない。ルクセンブルグの信用機関は、不充分であるが流動性維持のためにベルギー国民銀行の支店を利用する。監督当局は外銀の支店・子会社については本国当局の支援を当てにしているのだろう。

〔香港〕中央銀行はないし最後の貸手も存在しない。香港・上海銀行が必要ならばその機能を果たすが、香港政府も現実に機能する。預金保険制度は存在しない。香港政府も、最近のレポートもその創設に反対している。銀行の行き過ぎを止めるわけではないし、半分を占める外貨預金に適用されないからである。

### 在外支店と在外子会社の取扱い

〔合衆国〕一般に適用されている会計原則、SEC 要件、FRB 要件、これらすべてが在外支店や過半数所有の在外子会社に対して連結財務手続を求めている。自己資本比率も連結方法で適用されているが、在外支店・子会社がある状況で親銀行よりもリスキーな業務に従事することも認められている。レギュレーション K (Regulation K) は、在外子会社の設立・獲得には FRB の認可が必要であること、親銀行は本部でその検査が可能なほど在外子会社の情報を保持することを求めていた。しかし、在外支店・子会社が本部と異った扱いを受けているのも事実である。

〔連合王国〕連結報告規則によって，在外支店と過半数所有の在外子会社に健全度規制と報告要件が適用される。在外支店・子会社の貸付政策は銀行本部の責任であることで、商業銀行とイングランド銀行は合意している。もちろん現地の規制要件に服るのは当然である。

〔ドイツ連邦共和国〕1986年7月の銀行法の修正によって，在外支店・子会社の活動をカバーする連結バランス・シートが監督当局に提出されるようになった。EEC メンバー国に連結方法を要求する1983年の指令（directive）に応えたのである。それ以前には在外子会社の設立は自由で、伝統的に国内からの監督はなく，在外支店の業務だけが、FBSO に報告されていた。その結果、ルクセンブルグ子会社を利用した規制回避は甚だしく、多くの不良融資を発生させたのである。

〔日本〕連結方法の監督の望ましさが認められるようになった。銀行局の検査に在外支店がふくめられた。1986年1月に日銀は在外支店への監督強化を発表。銀行検査を8年から3年間隔に縮小すること、重要性を増しているオーストラリア、香港をカバーするというものである。3局合意で国際業務は制限を受けている。

〔フランス〕大手の商業銀行は銀行規制委員会によって連結財務諸表の準備を求められる。毎年，在外支店・子会社のリストを銀行委員会に提出。在外支店・子会社はパリの銀行本部か親銀行の責任であることが強調される。在外支店設置に事前の認可は必要でないが、為替管理に従わねばならない。

〔ベルギー〕在外支店・子会社に適用される特別要件はない。支店設立には銀行委員会への通知が期待されている。支払能力比率の計算は連結報告によって在外支店のバランス・シートもふくむ。

〔オランダ〕在外支店・子会社の設立に特別の制限はない。5%かそれ以上の利益を獲得する場合には事前の認可が必要。連結財務による強力な中央統制が行われている。

〔スイス〕在外支店・子会社の設立に認可は必要でない。連結方法でバランス・シートと損益計算書を準備すること，在外支店・子会社も国内と同様の規制要件を満たすことを、連邦銀行委員会は要求する。

〔ルクセンブルグ〕2～3の在外支店が営業している。連結報告を求められる。

〔香港〕1982年の銀行法令の修正は、在外支店・出張所（oversea representative office）に対する銀行委員会の権限を著しく強めた。銀行委員会の認可なしには、その設立・維持はできなく、バランス・シートやその他の情報提供義務があり、連結勘定を求められる。

#### 外国銀行の取扱い

〔合衆国〕1978年の国際銀行法（IBA: International Banking Act）によって、外銀の支店・代理店（agencies）の規制は州から連邦の監督権限になった。一般原則として外銀の支店・子会社は国内と同様の報告要件に服する。FRBは銀行持株会社法（BHCA: Bank Holding Company Act）によって親銀行の財務構成と財務状況の報告を求める。外銀と国内の銀行にまだ規制不均等があるが、規制当局はその調和に踏み出している。1984年に、FDICは預金者保護のため、保険加入外銀支店に対して最低自己資本充分度勘定（minimum capital adequacy ledger account）を要求した。これによって本国へのエクスポージャーは自己資本相当額の200%に、1国へのエクspoージャーの集中はそれの100%に制限された。3千万ドル以上の対外債権をもっている支店は、エクspoージャーの大きい5つの国と本国へのエクspoージャーについてカントリー・リスク情報の提出を求められる。

〔連合王国〕子会社業務の外銀の扱いは国内の銀行と変わらないのが一般原則である。外銀支店は違った扱いをうけ、業務認可はグループ全体に対して与えられる。また自己資本を要求されなく、自己資本規制もない。イングランド銀行は国内と同等に支店活動からも統計情報をを集め、経営調査を行い、オフ・バランスの活動の監視を強める意図である。日本の自己資本比率規制の低さに関心をもっている。

〔ドイツ連邦共和国〕外銀支店の設立には FBSO の認可が必要。国内の銀行と同様の条件と規制を受ける。銀行法の修正で外銀支店の設立に際して相互主義要件（reciprocity requirement）を導入した。

〔日本〕理論的に外銀にも日本の銀行の法律が適用される。外銀の子会社の

設立は独禁法、銀行法、為替管理法の政府認可が必要で実際上不可能。外銀支店の認可は相互主義だけでなく、金融力、経営規模、駐在期間の長さ、日本への影響度が考慮される。外銀にとっては、個人やリテール銀行から低成本資金を得る手段をもたないことや、グラス・スティーガル型の障害がある。

〔フランス〕外銀と国内の銀行に区別はない。外銀支店は最低自己資本金の維持、独立した会計システム、フランスでの取引の記録保持、フランスでの経営とグループ全体のバランス・シートの公開を求められる。フランスの企業救済という追加要件は1985年の金融改革でなくなる。銀行法は相互主義協定(*reciprocity agreement*)があれば、外銀支店・子会社の情報を外国の監督当局に提供できることを定めている。

〔ベルギー〕一般に国内の銀行と同じ規制が適用される。外銀支店はベルギーの営業について分離したバランス・シートの維持を求められる。自己資本充分度要件は別のものがある。銀行委員会は、外銀支店・子会社の情報を外国監督当局へ提供する権利を銀行法によって与えられている。

〔オランダ〕若干の追加要件の外は国内の銀行と同じ規制に服する。認可を得る前に、本国の規制システム、オランダの営業に対する親銀行の監督能力について詳細な情報を提供しなければならない。オランダの営業について独立した勘定を求められる。

〔スイス〕外銀支店・子会社がスイスの銀行界のきわめて多くを構成する。過去10年で約120から200まで拡大した。1984年に外銀支店の自己資本要件が消滅したことでも原因である。金融会社(*finance company*)も多く、商業銀行は相互主義要件の適用が甘過ぎるからだと連邦銀行委員会を批判する。スイス銀行法が一律に適用され、国内と同等の規制に服する。外銀への追加要件は相互主義を認めることである。

〔ルクセンブルグ〕理論的に国内の銀行と区別はない。しかし外銀支店は比較的高い自己資本要件に服する。ルクセンブルグでの支店活動について公開要件はなく、グローバルな財務諸表を官報で公開すればよい。子会社はルクセンブルグでの報告・会計要件から免除されている。ドイツ連邦共和国の銀行子会社が最も多く、ゆるやかな規制要件と銀行秘密法の恩典を受けていた。それも

1991年までの過渡期をもつ本国での連結財務規制で終わりを告げる。

〔香港〕1982年に銀行法令が修正された。それは外国の監督当局が、銀行委員会の許可をえて、香港にあるその国の在外支店・子会社の勘定、取引を検査することを許し、さらに銀行委員会は預金者の利益になるならば、外国の本国当局へその国の銀行の支店・子会社に関する情報提供を許すと定めている。

## V 國際協力に対する態度

国際協力に対する各国の態度調査は、困難を極めるであろうと予想される。

各国の関係当局に共通項目で直接の調査を行うのでなければ、国際比較は不可能だからである。しかし、そのように行ったとしても、各国間の思惑と利害が錯綜して、本音を聞けるというわけにはいかないであろう。さらに、客観的な資料に基いて調査する場合にも、何をもって判断するのかで大きな違いがあらわれる。

フリーセンの調査にもその困難の跡が見受けられる。それは入手しうる資料の制約からか、調査内容の重点がそれぞれの国で片寄っているからである。加えて直接の調査というよりも、間接的な資料に基いたフリーセンの判断が介在しているように思えるのである。

しかし、各国の意向と特徴を大づかみに窺うには支障はない。

ここで国際協力というのは、銀行の規制・監督についての国際協力だけではなく、累積債務危機の解決に対する国際協力という意味も含まれている。

調査結果から、銀行の規制・監督分野における、二国間あるいは多国間の協力体制と国際的ネットワーク作りに対しては、前向きに対応してゆこうとする構えを読みとることができる。例えば、バーゼル協約（Basle Concordat）を発展させること、および規制・監督当局間の情報交換を促進させることに対しては、共通して好意的である。そして、IMF、BIS、世銀などの国際機関が、現状の機能を強化して国際協力体制を進めることについては賛意を示しているのである。

このような国際協力体制は、各国の自主的な参加を組織してのものであり、

各国の金融・経済主権の直接の制約を最初から前提にすることが少いからであろう。BIS で自己資本比率規制の国際調整が可能であったのも、この方向が追求されたからであることを証拠づけている。

これと対照的に、累積債務の解決に対する国際協力については足並みが乱れている。各国の債務累積度合や、危機の程度が大きく異なるうえに、この問題の解決には各国の利害が深く関係するからである。例えば、この方面で IMF 等の国際機関がさらに大きな役割を果たすことや、債務引受けの国際機関の創設には消極的・反対なのである。

#### 国際協力に対する態度

〔合衆国〕ILSA は対外貸付の監督の調和と改良のために他国の監督当局との協議を指示している。商業銀行と規制諸機関は監督の国際協力に賛意をしているが、明確とはいえない。1984年のニューヨーク連銀主催の会議で新しい展開があった。

〔連合王国〕イギリス銀行は監督当局間の国際協力を発展させることに、特別に大きな役割を果たしている。バーゼル協約をまとめたクック委員会の影響を強く受けている。

〔ドイツ連邦共和国〕累積債務危機の解決に IMF が大きな役割を果たすことに反対する。ブンデス・バンクと商業銀行は BIS, IMF, 世銀の現在の枠組みを利用しての国際協力を支持する。ラテン・アメリカ向けの貸付シェアが低いことも影響している。

〔日本〕日本の銀行の貸付は急速に拡大している。世銀への日本の貢献度を高めようとするアメリカの動きもある。日本と他の債権国の国際協力の前に日本の金融自由化が第 1 条件である。

〔フランス〕Société Générale の経済顧問である Yves Laulan は、問題は発展途上国への資金フローを維持すべきことであるとして、IMF・世銀による貸付保証や国際機関のネットワークによる国際的保険・保証システムを主張。商業銀行はこの見解を支持しているが、貸付はフランスの貿易と輸出の発展に役立てるべきと強調する。

〔ベルギー〕対外貸付の地理的分散とそれに係わる銀行が少数であるため、

債務危機の影響は少い。銀行委員会はバーゼル協約を尊重。クック委員会の奨励した監督当局間の情報交換の促進に中心的役割を果たす。債務引受国際機関（International Debt Discount Agency）に反対。

〔オランダ〕BIS, IMF, 世銀の役割の継続と強化に支持を表明。債務引受国際機関には反対。債権国の監督当局が協力を強め、規制を厳しくする必要を強調している。

〔スイス〕スイスの銀行の保有する対外債権は控え目。バーゼル協約には好意的である。監督当局間の情報交換を基礎づける銀行法の修正提案が検討されている。

〔ルクセンブルグ〕ルクセンブルグ金融協会は国際監督機関の考えている種々の改革に活発に参加していることを強調。

〔香港〕エクスポートジャーは中位の水準で、最も多い南アジア向け貸付が安定しているので、関心は監督規制の問題である。改訂バーゼル協約（revised Basle Concordat）の原理は広く受け入れられている。

### おわりに

フリーセンが金融の規制・監督システムの国際比較調査から導いた結論は、各国の規制・監督システムはそれぞれ不充分である上に、多様で分散的であって協調規制には程遠い、ということである。著者の立場が、累積債務危機への対処として協調規制を強く主張するものである以上、当然の結論と言える。

本稿による独自の比較検討は、さらに次の事を明らかにしている。

第1に、そもそもこの種の比較調査の困難性である。フリーセンの調査そのものが、単なる制度解説に終わっていて、現実の実施状況まで立入っていない所もある。日本について不正確な表現もあった。規制水準の直接比較はさらに不可能であり、著者もそれを避けている。そのことはまた、国際的な規制調整の困難性を例示している。

第2に、フリーセンは規制・監督が国内的にも国際的にも不充分との結論を下しているが、現実には従来の規制・監督システムが大きな変動期にあり、「再規制」と表現される対応を強めていることを確認することができた。もち

ろん、その対応は問題が発生してからの後追いであり、技術的・制度的にも立遅れている。

第3に、「再規制」あるいは「規制強化」といっても、多国籍銀行業務の相互参入と営業の地域的自由を拡大しての、監視や過度の営業リスクの防止にとどまっていることである。「はじめに」で提起した規制・監督の第1の矛盾は、銀行のリスク管理能力とその開発の国際競争をいっそう激しくするとともに、その競争を国際的にも拡大することで調整されるといえる。

第4に、一般銀行業務に対しても、さらに対外貸付業務についても、金融情報の公開が著しく遅れていることである、金融情報の独占を保障しての、すなわち公共的一般監視メカニズムを欠いての規制は、多国籍銀行業と金融当局間の、あるいは多国籍銀行間の狭い利害調整に終る危険性をはらんでいる。

第5に、健全度規制にしても、対外貸付規制にしても、各国の規制・監督システムはそれぞれの伝統と国際金融業務への関与度合を反映して、著しく異なっていることである。ただ自己資本比率規制は、共通原理性を成熟させていた。それ故、規制・監督の第2の矛盾調整は、自己資本比率規制を中心としたものになったといえる。このことは、リスク規制の国際競争条件の統一によって、リスク管理競争を国際的に強制することであり、この優劣が国際金融業務の再編成を促すことになる。

国際金融システムの安全性・健全性を高めることは、信用制度の利益を国際社会に還元するために不可欠な根本条件である。しかし、多国籍銀行業の競争の自由を拡大しての健全度規制では、この還元形態はきわめて歪んだものにならざるをえない。それは第1に、優良借入人を求めた選別融資競争を国際的に拡大し、現在よりもさらに先進国間金融を強めること、第2に、国際的な資金フローのきわめて過剰な反応を伴うこと、第3に、金融技術開発とリスク管理能力のある大手の総合的金融機関に有利になり、金融格差をさらに促進することである。

国際的公共性・計画性の欠如する国際金融市场では、『資本論』の著者が分析した、資本主義における信用制度の2面的作用と矛盾がとりわけ集中的にあらわれるるのである。国際金融における公的補完融資や計画金融の向上が求めら

れる所似である。

なお、フリーセンは調査結果をふまえて、国際金融の安全性・健全性を高め累積債務危機に対処するための、規制・監督の改革方策を提案している。この検討は、本稿に残された理論課題とあわせて、次稿の課題としたい。